**法人役員の報酬に関する規程**

（目　的）

**第１条**　この規程は、社会福祉法人知足会の役員等の報酬等について定めるものである。

（定　義）

**第２条**　本規程でいう役員とは、理事長、理事及び監事をいう。

２　報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として支払われるものである。

（理事会及び評議員会への出席報酬等）

**第３条**　役員が理事会に出席したとき、また監事及び評議員が評議会に出席したときは、別表１により報酬を支払うことができる。

（役員の勤務報酬等）

**第４条**　役員の報酬は役員の勤務実態（常勤）に即して支給することとし、法人及び施設運営のための業務を行うにあたり、別表２により報酬を支払うことができる。なお、理事会及び評議員会に出席したときは、前条の出席にかかる報酬を支払わないものとする。

２　前項に規定する報酬の支払は、職員の給与の支払の例により支払う。

３　理事が理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合には、別表３により報酬を支払うことができる。

（監事の報酬等）

**第５条**　監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表１により1日分の報酬を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席にかかる報酬を支払わないものとする。また、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条次項の報酬を支払わないものとする。

２　監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導又は監査業務にあたった場合は、別表３により報酬を支払うことができる。

（苦情対応第三者委員の勤務報酬等）

**第６条**　苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会に出席したときは、別表１により１日分の報酬を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席にかかる報酬を支払わないものとする。また、同日にあわせて苦情対応第三者委員にかかる業務を行った場合であっても、本条次項の報酬は支払わないものとする。

２　苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設にかかる苦情対応の業務にあたった場合は、別表３により報酬を支払うことができる。

（出張旅費）

**第７条**　役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合には、法人の旅費規程を準用する。

（適用除外）

**第８条**　施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

（役員報酬の改訂）

**第９条**役員報酬は、法人の業績や経営内容、役員本人の成果・責任の実態などを考慮し、その更新期に報酬額の見直しを行うことがある。

（役員報酬の減額措置）

**第１０条**法人の経営状況その他の理由に応じて、評議員会の議決により役員報酬の減額措置を講じることがある。

（改　正）

**第１１条**　本規程の改廃は、評議員会の議決を経なければならない。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、平成23年6月16日より適用する。

（関係規程の廃止）

２　役員等に対する報酬及び旅費規程は、廃止する。

附　則

　この規程は、令和2年3月12日より適用する。

法人役員の報酬に関する規程

別表　１　（日額）

|  |  |
| --- | --- |
| 名　　称 | 報　酬 |
| 理事会等出席報酬 | 10,000円 |

別表　２　（月額）

|  |  |
| --- | --- |
| 名　　称 | 報　酬 |
| 理事業務報酬 | 364,375円 |
| 理事長業務報酬 | 437,250円 |

別表　３　（日額）

|  |  |
| --- | --- |
| 名　　称 | 報　酬 |
| 理事業務、監査指導及び第三者委員報酬 | 10,000円 |